

非常災害対策計画

ぽこ あ ぽこ

第 1 章 総則

1 目的

この計画は、ぽこあぽこにおける防災対策について必要な事項を定め、利用者および職員の安全を確保し、防災のための体制整備や被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

2 立地環境

本施設は浸水想定区域については対象外、また土砂災害警戒区域についても対象外となる。各務原市の洪水ハザードマップにおいても浸水想定区域の対象外の施設となる。地震が発生した場合は、災害の規模により、指定の避難所へ避難する。災害発生時において迅速かつ適切な行動がとれるように、日ごろから職員一人ひとりが防災意識を高めることによって災害に備えるものとする。

3 災害時の避難所

◆一次避難所

災害によって生活する場所がない場合や、避難が長時間におよんで宿泊する必要がある場合に開設される避難所。各避難所の対象地域は、「小学校区」を基本としている。

中央小学校

所 在 地：各務原市各務西町4－302

電 話：058-389-2768

所要時間：徒歩約8分

◆二次避難所

一時避難所だけでは対応できない大規模災害が発生したときに開設される避難所。おもに市内の中学校、地区体育館、県立高校が指定されている。

中央中学校

所 在 地：各務原市各務西町4－358－1

電 話：058-389-3881

所要時間：徒歩約10分

◆福祉避難所（一次）

避難所での生活において、特別な配慮を要する方の避難所。一時避難所（各小学校区）に対応し、おもに福祉センターが指定されている。一時避難所での生活が困難な方が、必要に応じて福祉避難所に移動する。

中央ライフデザインセンター

所 在 地：各務原市蘇原中央町2－1－8

電 話：058-389-1820

所要時間：徒歩約5分

4 避難行動要支援者の受け入れ

災害発生時において、本施設に対して市町から在宅の避難行動要支援者（障がい者児）の受け入れ要請があった場合には、施設運営に著しい支障が生じない範囲において、避難行動要支援者を受け入れるものとする。

5 災害に関する情報入手方法、避難準備情報

発表された防災気象情報は、テレビやラジオ、インターネット、市の情報メールや災害情報スピーカー、SNS 等を通じて入手する。

6 避難方法

避難時、施設の外では職員 1 人につき利用者児 2 人までを、必ず手をつないだ状態で移動すること。

7 避難開始時期

ぽこあぽこでは「警戒レベル3」の発令段階を、避難開始のタイミングとする。

◆警戒レベル1

最新の気象情報に注意するなど、災害への心構えを高める。

◆警戒レベル2

避難に備え、避難場所、避難経路、避難手段などの避難行動を確認する。

◆警戒レベル3

ぽこあぽこにおいては全ての利用者児が避難行動要支援者となるので、状況に応じて、避難行動に時間を要する者から順に**東栄町南自治会一時集結場所**への移動を開始する。避難行動要支援者以外の者は、地域の協力者との連絡、非常用持ち出し品の用意等の避難準備を開始する。

◆警戒レベル4

避難行動要支援者以外の者が、**東栄町南自治会一時集結場所**への移動を開始する。

◆警戒レベル5

避難中の者は、避難行動をただちに完了する。すでに災害が発生・切迫している状況であることから、まだ避難していない者がいる場合には、ただちに屋内安全確保等の生命を守るための最善の行動をとる。

第2章 平常時の対策

1 体制の整備

(1) 役割分担

災害が起きた場合に備え、総括責任者の下に情報収集・連絡班、救護班、避難誘導・安全対策班、物資班を定め、役割分担表を作成し、年に1回更新する。

(2) 召集・連絡体制

災害時に従業員の招集がすみやかに行えるよう、防災連絡体制一覧表および緊急連絡網を作成し、年に1回更新する。

また、関係機関への連絡をすみやかに実施するため、防災関係機関等緊急連絡先一覧表を作成し、年に1回更新する。

(3) 消防計画の届出と防災設備等の整備点検

消防法に基づく消防計画について、所轄の消防署へ届出を行う。また、消防法令に基づく消防用設備等の定期点検を実施するとともに、防災物品の整備を行う。

2 災害時の避難の要否・避難方法に係る基準等

(1) 避難の基準

事業所の外へ避難する場合の判断基準を作成し、年に1回見直す。

(2) 避難方法等

災害種別に応じた「避難場所」、「避難経路」、「避難方法（手段）」を定め、年に1回見直す。

(3) 地域等との連携

避難をスムーズに行うため、地域等との応援協力体制を構築する。

(4) 利用者情報等

避難時にすぐに持ち出すことができるように、利用者児の氏名・年齢・家族の連絡先等を記載した利用者一覧表を作成し、随時更新する。

3 防災設備等の確認等

(1) 情報の管理

利用者情報等の重要データは、毎日サーバーごとバックアップすることで災害からの損壊・損失を防ぐ。

(2) 物品・設備等

◆備蓄物資・災害時必需品

非常時に備え、飲料水、利用者児の特性に応じた非常用食料、衛生用品、医薬品等を備蓄するとともに、備蓄品リストを作成し、1年に1度点検する。

◆設備等の定期的な点検

施設の屋内設備や工作物等については、災害時に損壊や転倒・飛散が起こらないようチェックリストを作成し、1年に1度点検するとともに、日常使用時にも変化や違和感を感じたら放置しない。

消防用設備については、業者による点検を年1回行う。

4 防災訓練等

(1) 防災訓練

災害が起こったときに迅速に行動するために、防災計画やマニュアルに基づき防災訓練を年2回実施する。防災訓練は、災害の種類や規模等を考えた訓練を実施するものとする。

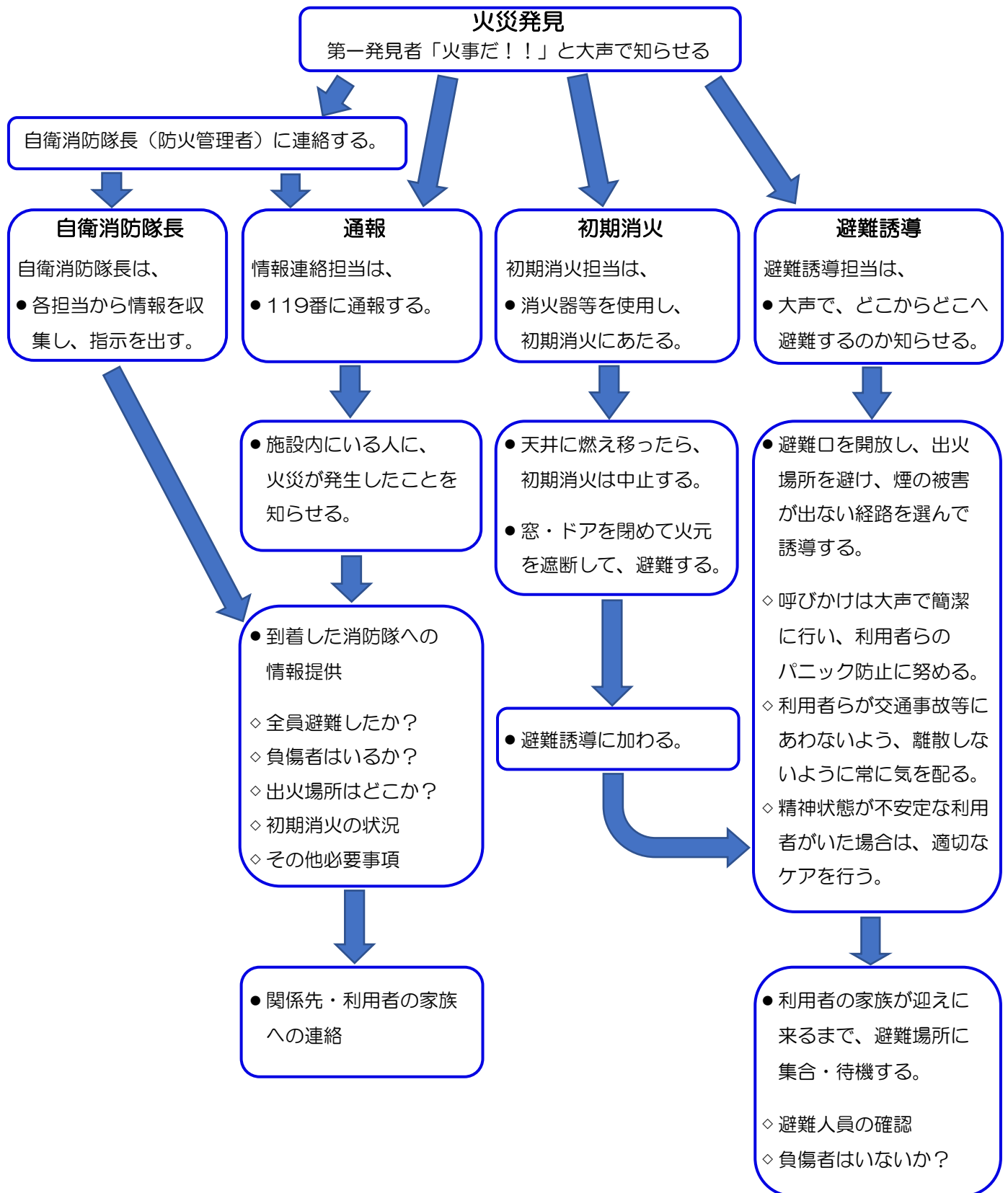
(2) 防災教育の実施

災害が起こったときに、職員があらかじめ定められた役割分担のもと行動できるよう、また臨機応変に行動できるように、防災や災害の基礎知識等について研修を実施する。

(3) 防災計画の見直し

防災訓練を実施した結果や防災教育で培った知識・情報等を踏まえ、随時、施設の防災計画の見直しを行う。

第3章 火災発生時の対応



第4章 風水害（大雨・台風等）

1 風水害への対応

風水害については、気象情報などにより危険の接近を知ることができる災害であることから、情報収集により事前の準備や警戒態勢等の確立を行う。

警報発令中は、原則としてサービスは休業とする。

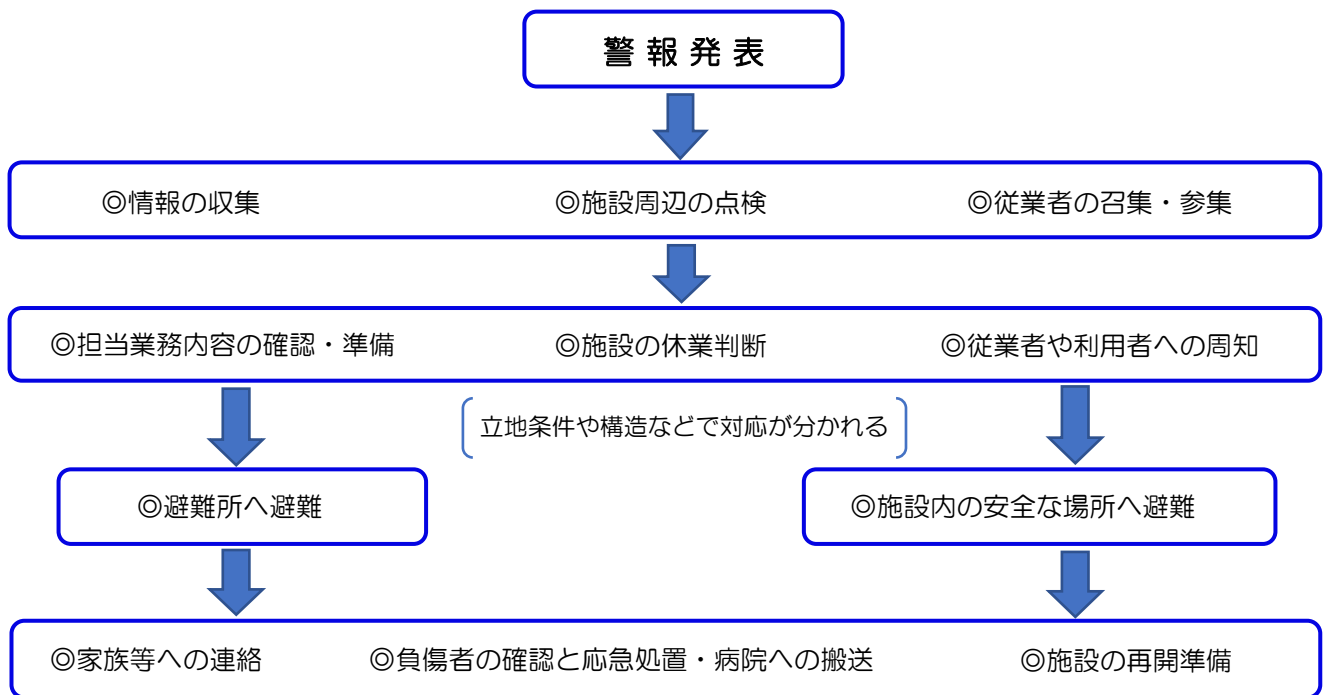
◇情報から警報の発令が予想される場合には、利用者の受け入れは控える。また、来所中の利用者については、家族等に連絡して帰宅を促す。

◇鉢植え・物干しスタンド等転倒すると危険なものは、あらかじめ室内に退避させておく。

◇出入り口・窓等をしっかり閉鎖し、必要に応じて外部面のガラスを保護する。

◇救護活動に必要な物品や備蓄品の点検を行い、避難の準備を行う。

◇風水害時の活動については、自衛消防組織による活動を原則とする。



2 避難の際の注意事項

- (1) 避難誘導は大声で簡潔に行い、利用者のパニック防止に努める。
- (2) 利用者が交通事故等にあわないよう、離散しないように常に気を配る。
- (3) 利用者の精神状態や突発的な行動に注意しながら、必要に応じて従業員1人につき利用者2人までを限度として引率する。
- (4) 避難・避難誘導の際は、協議事項に基づき、各事業所・地域住民と協力して行う。

第5章 地震

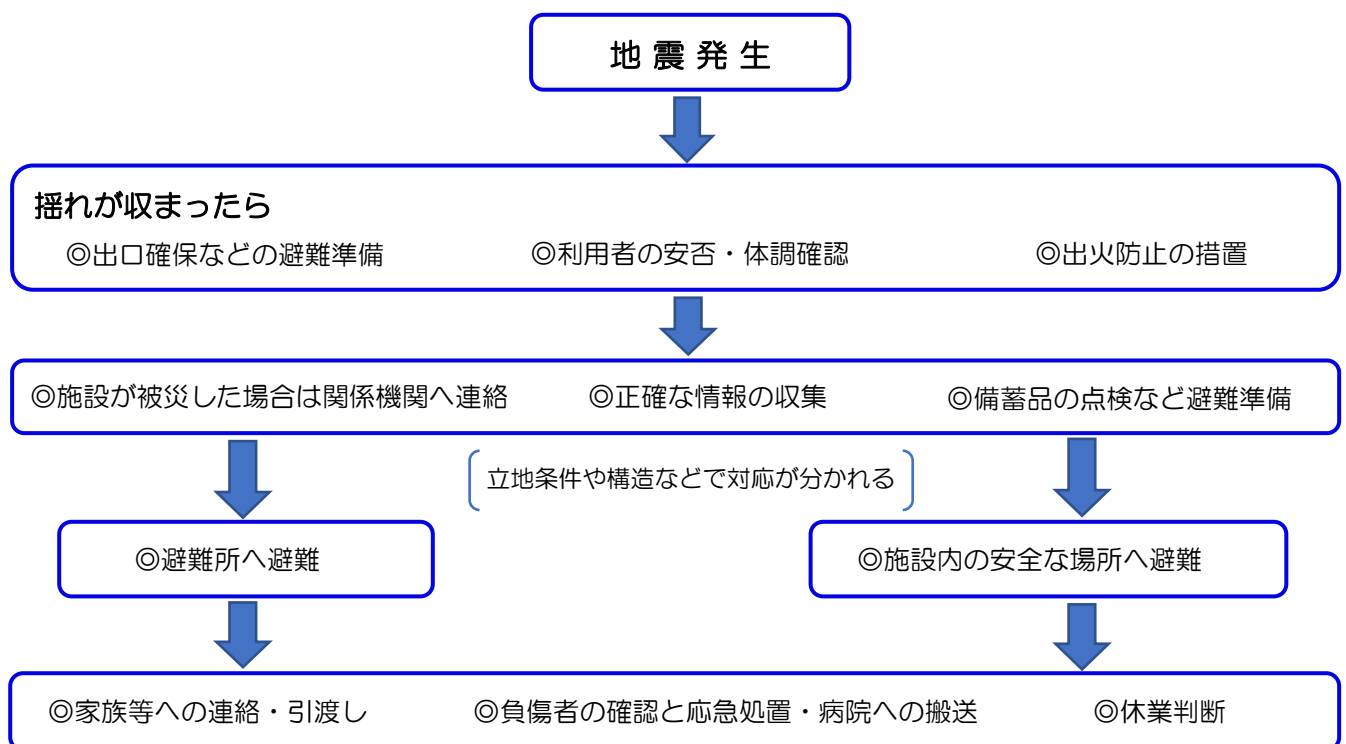
1 地震への対応

地震については、風水害と異なり、予測が困難な中で備えが必要となる災害であるため、平常時の対策、特に防災訓練を繰り返し実施することで、利用者が地震が起きた場合の行動パターンを身につけることが重要となる。

◇防火管理者は、地震時の災害を防止するための定期的な点検を実施する。

◇地震が発生した場合には、揺れが収まるまでは、身の安全の確保に努める。

◇地震が発生した場合の活動については、自衛消防組織による活動を原則とする。



2 避難の際の注意事項

- (1) 避難誘導は大声で簡潔に行い、利用者のパニック防止に努める。
- (2) 利用者が交通事故等にあわないよう、離散しないように常に気を配る。
- (3) 利用者の精神状態や突発的な行動に注意しながら、必要に応じて従業者1人につき利用者2人までを限度として引率する。
- (4) 避難・避難誘導の際は、協議事項に基づき、各事業所・地域住民と協力して行う。

附則

この計画は、令和4年8月1日から施行する。

この計画は、令和5年10月1日から適用する。

この計画は、令和7年4月1日から適用する。